

静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(平成25年静岡市規則第38号)新旧対照表

現行	改正後
<p>○静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成25年 4月 1日</p> <p style="text-align: right;">規則第38号</p> <p>改正 平成26年 3月13日規則第18号</p> <p style="text-align: right;">平成27年 3月30日規則第28号</p> <p style="text-align: right;">平成28年 3月31日規則第61号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 廃棄物の処理(第3条—第9条)</p> <p>第3章 一般廃棄物及び産業廃棄物</p> <p style="padding-left: 2em;">第1節 一般廃棄物処理業(第10条—第13条)</p> <p style="padding-left: 2em;">第2節 一般廃棄物処理施設(第14条—第28条)</p> <p style="padding-left: 2em;">第3節 産業廃棄物処理業等及び産業廃棄物処理施設(第29条—第40条)</p> <p style="padding-left: 2em;">第4節 雑則(第41条—第45条)</p> <p>第4章 産業廃棄物再生利用業(第46条—第49条)</p> <p>第5章 雑則(第50条—第54条)</p>	<p>○静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成25年 4月 1日</p> <p style="text-align: right;">規則第38号</p> <p>改正 平成26年 3月13日規則第18号</p> <p style="text-align: right;">平成27年 3月30日規則第28号</p> <p style="text-align: right;">平成28年 3月31日規則第61号</p> <p style="text-align: right;"><u>平成31年 3月27日規則第11号</u></p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 廃棄物の処理(第3条—第9条)</p> <p>第3章 一般廃棄物及び産業廃棄物</p> <p style="padding-left: 2em;">第1節 一般廃棄物処理業(第10条—第13条)</p> <p style="padding-left: 2em;">第2節 一般廃棄物処理施設(第14条—第28条)</p> <p style="padding-left: 2em;">第3節 産業廃棄物処理業等及び産業廃棄物処理施設(第29条—第40条)</p> <p style="padding-left: 2em;">第4節 雑則(第41条—第45条)</p> <p>第4章 産業廃棄物再生利用業(第46条—第49条)</p> <p>第5章 雑則(第50条—第54条)</p>

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)及び静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例(平成15年静岡市条例第177号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法、政令、省令及び条例の例による。

第2章 廃棄物の処理

(多量の一般廃棄物)

第3条 条例第9条第2項に規定する多量の一般廃棄物は、おおむね10キログラム以上の一般廃棄物とする。

(処理施設利用簿)

第4条 条例第9条第2項の規定により多量の一般廃棄物を本市の処理施設に自ら運搬する占有者等は、当該一般廃棄物を本市の処理施設に搬入する際に処理施設利用簿(様式第1号)に必要な事項を記載しなければならない。

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)及び静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例(平成15年静岡市条例第177号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法、政令、省令及び条例の例による。

第2章 廃棄物の処理

(多量の一般廃棄物)

第3条 条例第9条第2項に規定する多量の一般廃棄物は、おおむね10キログラム以上の一般廃棄物とする。

(処理施設利用簿)

第4条 条例第9条第2項の規定により多量の一般廃棄物を本市の処理施設に自ら運搬する占有者等は、当該一般廃棄物を本市の処理施設に搬入する際に処理施設利用簿(様式第1号)に必要な事項を記載しなければならない。

(事業活動に伴う一般廃棄物の処理)

第5条 条例第12条第1項の規定による承認を受けようとする者は、事業活動に伴う一般廃棄物処理方法承認申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第12条第1項の規定による承認をするときは、処理方法承認書(様式第3号)を前項の規定による申請をした者に対して交付するものとする。

(産業廃棄物の処理)

第6条 条例第14条に規定する産業廃棄物を生ずる事業者で本市に処理を委託しようとするものは、当該産業廃棄物を本市が収集し、運搬し、及び処分する方法又は事業者が本市の処理施設まで運搬し、本市が処分する方法のいずれかについて市長の承認を受けなければならない。この場合において、事業者は、当該産業廃棄物を処分しやすいように大別し、かつ、圧縮、破碎等の前処理に努めなければならない。

2 前項の規定による承認を受けようとする者は、産業廃棄物処理方法承認申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による承認をするときは、処理方法承認書(様式第3号)を交付するものとする。

(指定容器の使用)

第7条 条例第12条第1項の規定により事業活動に伴う一般廃棄物を本市が収集し、運搬し、及び処分する方法について承認を受けた者は、

(事業活動に伴う一般廃棄物の処理)

第5条 条例第12条第1項の規定による承認を受けようとする者は、事業活動に伴う一般廃棄物処理方法承認申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第12条第1項の規定による承認をするときは、処理方法承認書(様式第3号)を前項の規定による申請をした者に対して交付するものとする。

(産業廃棄物の処理)

第6条 条例第14条に規定する産業廃棄物を生ずる事業者で本市に処理を委託しようとするものは、当該産業廃棄物を本市が収集し、運搬し、及び処分する方法又は事業者が本市の処理施設まで運搬し、本市が処分する方法のいずれかについて市長の承認を受けなければならない。この場合において、事業者は、当該産業廃棄物を処分しやすいように大別し、かつ、圧縮、破碎等の前処理に努めなければならない。

2 前項の規定による承認を受けようとする者は、産業廃棄物処理方法承認申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による承認をするときは、処理方法承認書(様式第3号)を交付するものとする。

(指定容器の使用)

第7条 条例第12条第1項の規定により事業活動に伴う一般廃棄物を本市が収集し、運搬し、及び処分する方法について承認を受けた者は、

当該一般廃棄物を排出するときは、条例第13条第2項第1号の規定により市長が指定する容器により排出しなければならない。

2 前条第1項の規定により産業廃棄物を本市が収集し、運搬し、及び処分する方法について承認を受けた者は、当該産業廃棄物を排出するときは、条例第13条第2項第1号の規定により市長が指定する容器により排出しなければならない。

3 条例第13条第2項第1号の規定により市長が指定する容器は、市長が指定する販売所において購入しなければならない。

(手数料等の納付方法等)

第8条 条例第16条第1項の手数料等は、条例第13条第2項第1号の規定により市長が指定する容器を使用する場合にあってはその購入の際にその代金と併せて、本市の処理施設に直接持ち込む場合にあっては第5条第1項又は第6条第2項の規定による申請の際に納付するものとする。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、市長が指定する期限までに納付するものとする。

2 条例第13条第2項第1号に掲げる場合の手数料等の額は、同号に定める容器1個当たりの額に当該容器の数を乗じた額とする。

(手数料等の減額又は免除)

第9条 条例第17条の規定による手数料等の減額又は免除を受けようとする者は、手数料(費用)減額・免除承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

当該一般廃棄物を排出するときは、条例第13条第2項第1号の規定により市長が指定する容器により排出しなければならない。

2 前条第1項の規定により産業廃棄物を本市が収集し、運搬し、及び処分する方法について承認を受けた者は、当該産業廃棄物を排出するときは、条例第13条第2項第1号の規定により市長が指定する容器により排出しなければならない。

3 条例第13条第2項第1号の規定により市長が指定する容器は、市長が指定する販売所において購入しなければならない。

(手数料等の納付方法等)

第8条 条例第16条第1項の手数料等は、条例第13条第2項第1号の規定により市長が指定する容器を使用する場合にあってはその購入の際にその代金と併せて、本市の処理施設に直接持ち込む場合にあっては第5条第1項又は第6条第2項の規定による申請の際に納付するものとする。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、市長が指定する期限までに納付するものとする。

2 条例第13条第2項第1号に掲げる場合の手数料等の額は、同号に定める容器1個当たりの額に当該容器の数を乗じた額とする。

(手数料等の減額又は免除)

第9条 条例第17条の規定による手数料等の減額又は免除を受けようとする者は、手数料(費用)減額・免除承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、手数料等の減額又は免除について承認をするときは、手数料(費用)減額・免除承認通知書(様式第5号)により通知するものとする。

第3章 一般廃棄物及び産業廃棄物

第1節 一般廃棄物処理業

(一般廃棄物処理業の許可申請)

第10条 法第7条第1項の規定による許可又は同条第2項の規定による許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図(運搬車両にあっては、登録書類の写し及び写真)及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- (2) 申請者が事業の用に供する施設の所有権又は当該施設を使用する権原を有することを証する書類
- (3) 申請者の住民票の写し(法人にあっては、当該法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書)
- (4) 申請者(法人にあっては、その役員)、法第7条第5項第4号へ、リ及びヌの政令で定める使用人及び申請者の法定代理人(申請者が未成年者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。)である場合に限る。以下同じ。)の履歴書

2 市長は、手数料等の減額又は免除について承認をするときは、手数料(費用)減額・免除承認通知書(様式第5号)により通知するものとする。

第3章 一般廃棄物及び産業廃棄物

第1節 一般廃棄物処理業

(一般廃棄物処理業の許可申請)

第10条 法第7条第1項の規定による許可又は同条第2項の規定による許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図(運搬車両にあっては、登録書類の写し及び写真)及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- (2) 申請者が事業の用に供する施設の所有権又は当該施設を使用する権原を有することを証する書類
- (3) 申請者の住民票の写し(法人にあっては、当該法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書)
- (4) 申請者(法人にあっては、その役員)、法第7条第5項第4号へ、リ及びヌの政令で定める使用人及び申請者の法定代理人(申請者が未成年者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。)である場合に限る。以下同じ。)の履歴書

(5) 申請者(法人にあっては、その役員を含む。)、法第7条第5項第4号へ、リ及びヌの政令で定める使用人及び申請者の法定代理人が同号イからヌまでに掲げる者でないことを誓約する書面(様式第7号)

(6) 直前2年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(申請者が法人である場合に限る。)

(7) 直前2年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(申請者が個人である場合に限る。)

(8) 申請者の使用人の名簿

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 法第7条第6項の規定による許可又は同条第7項の規定による許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物処分業許可申請書(様式第8号)に前項各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 法第7条の2第1項の規定による許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 第1項第1号及び第2号に掲げる書類(当該変更に係るものに限る。)

(2) 第1項第3号から第7号までに掲げる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(5) 申請者(法人にあっては、その役員を含む。)、法第7条第5項第4号へ、リ及びヌの政令で定める使用人及び申請者の法定代理人が同号イからヌまでに掲げる者でないことを誓約する書面(様式第7号)

(6) 直前2年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(申請者が法人である場合に限る。)

(7) 直前2年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(申請者が個人である場合に限る。)

(8) 申請者の使用人の名簿

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 法第7条第6項の規定による許可又は同条第7項の規定による許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物処分業許可申請書(様式第8号)に前項各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 法第7条の2第1項の規定による許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 第1項第1号及び第2号に掲げる書類(当該変更に係るものに限る。)

(2) 第1項第3号から第7号までに掲げる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(一般廃棄物処理業の許可証)

第11条 市長は、法第7条第1項の規定による許可、同条第2項の規定による許可の更新又は法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物の収集又は運搬の事業の範囲の変更の許可をしたときは一般廃棄物収集運搬業許可証(様式第10号)を、法第7条第6項の規定による許可、同条第7項の規定による許可の更新又は法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物の処分(注)の事業の範囲の変更の許可をしたときは一般廃棄物処分業許可証(様式第11号)を交付するものとする。

(一般廃棄物処理業の廃止等の届出)

第12条 法第7条の2第3項の規定による届出は、一般廃棄物処理業廃止(変更)届出書(様式第12号)により行うものとする。

2 前項に規定する届出書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 当該届出に係る事業の許可証(廃止する場合に限る。)
- (2) 変更の届出にあつては、第10条第1項第1号から第5号までに掲げる書類(当該変更に係るものに限る。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(一般廃棄物処理業の業務状況報告)

第13条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、毎月の業務状況を一般廃棄物処理業業務報告書(様式第13号)により、翌月10日までに市長に報告しなければならない。

第2節 一般廃棄物処理施設

(一般廃棄物処理業の許可証)

第11条 市長は、法第7条第1項の規定による許可、同条第2項の規定による許可の更新又は法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物の収集又は運搬の事業の範囲の変更の許可をしたときは一般廃棄物収集運搬業許可証(様式第10号)を、法第7条第6項の規定による許可、同条第7項の規定による許可の更新又は法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物の処分(注)の事業の範囲の変更の許可をしたときは一般廃棄物処分業許可証(様式第11号)を交付するものとする。

(一般廃棄物処理業の廃止等の届出)

第12条 法第7条の2第3項の規定による届出は、一般廃棄物処理業廃止(変更)届出書(様式第12号)により行うものとする。

2 前項に規定する届出書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 当該届出に係る事業の許可証(廃止する場合に限る。)
- (2) 変更の届出にあつては、第10条第1項第1号から第5号までに掲げる書類(当該変更に係るものに限る。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(一般廃棄物処理業の業務状況報告)

第13条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、毎月の業務状況を一般廃棄物処理業業務報告書(様式第13号)により、翌月10日までに市長に報告しなければならない。

第2節 一般廃棄物処理施設

(一般廃棄物処理施設の設置許可申請等)

第14条 法第8条第2項の申請書は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書(様式第14号)によるものとする。

2 省令第5条の3第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書(様式第15号)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の設置等許可証)

第15条 市長は、法第8条第1項の規定による許可又は法第9条第1項の規定による変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置許可証(様式第16号)を交付するものとする。

(一般廃棄物処理施設の使用前検査の申請等)

第16条 省令第4条の4第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(様式第17号)によるものとする。

2 市長は、法第8条の2第5項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査の結果、当該一般廃棄物処理施設が法第8条第2項又は省令第5条の3第1項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認めるときは、一般廃棄物処理施設使用前検査確認通知書(様式第18号)を交付するものとする。

(一般廃棄物処理施設の定期検査の申請等)

第17条 省令第4条の4の2の申請書は、一般廃棄物処理施設定期検査申請書(様式第19号)によるものとする。

2 省令第4条の4の4の検査の結果を通知する書面は、一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書(様式第20号)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の設置許可申請等)

第14条 法第8条第2項の申請書は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書(様式第14号)によるものとする。

2 省令第5条の3第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書(様式第15号)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の設置等許可証)

第15条 市長は、法第8条第1項の規定による許可又は法第9条第1項の規定による変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置許可証(様式第16号)を交付するものとする。

(一般廃棄物処理施設の使用前検査の申請等)

第16条 省令第4条の4第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(様式第17号)によるものとする。

2 市長は、法第8条の2第5項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査の結果、当該一般廃棄物処理施設が法第8条第2項又は省令第5条の3第1項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認めるときは、一般廃棄物処理施設使用前検査確認通知書(様式第18号)を交付するものとする。

(一般廃棄物処理施設の定期検査の申請等)

第17条 省令第4条の4の2の申請書は、一般廃棄物処理施設定期検査申請書(様式第19号)によるものとする。

2 省令第4条の4の4の検査の結果を通知する書面は、一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書(様式第20号)によるものとする。

(特定一般廃棄物最終処分場の状況報告)

第18条 省令第4条の17の報告書は、特定一般廃棄物最終処分場状況報告書(様式第21号)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の軽微変更等の届出)

第19条 省令第5条の4の2第1項の届出書は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(様式第22号)によるものとする。

(一般廃棄物最終処分場の埋立処分終了の届出)

第20条 省令第5条の5第1項の届出書及び省令第5条の10第1項の届出書は、一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書(様式第23号)によるものとする。

(一般廃棄物最終処分場の廃止の確認の申請等)

第21条 省令第5条の5の2第1項(省令第5条の5の4において準用する場合を含む。)の申請書及び省令第5条の10の2第1項の申請書は、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(様式第24号)によるものとする。

2 市長は、法第9条第5項(法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)又は法第9条の2の3第2項の規定により、当該最終処分場の状況が法第9条第5項に規定する技術上の基準に適合していることを確認したときは、一般廃棄物最終処分場廃止確認通知書(様式第25号)を交付するものとする。

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設設置者に係る認定の申請等)

(特定一般廃棄物最終処分場の状況報告)

第18条 省令第4条の17の報告書は、特定一般廃棄物最終処分場状況報告書(様式第21号)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の軽微変更等の届出)

第19条 省令第5条の4の2第1項の届出書は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(様式第22号)によるものとする。

(一般廃棄物最終処分場の埋立処分終了の届出)

第20条 省令第5条の5第1項の届出書及び省令第5条の10第1項の届出書は、一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書(様式第23号)によるものとする。

(一般廃棄物最終処分場の廃止の確認の申請等)

第21条 省令第5条の5の2第1項(省令第5条の5の4において準用する場合を含む。)、第5条の5の2の2第1項、第5条の10の2第1項及び第5条の10の2の2第1項の申請書は、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(様式第24号)によるものとする。

2 市長は、法第9条第5項(法第9条の3第11項において読み替えて準用する場合を含む。)又は法第9条の2の3第2項の規定により、当該最終処分場の状況が法第9条第5項に規定する技術上の基準に適合していることを確認したときは、一般廃棄物最終処分場廃止確認通知書(様式第25号)を交付するものとする。

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設設置者に係る認定の申請等)

第22条 省令第5条の5の5第1項の申請書は、熱回収施設設置者認定申請書(様式第26号)によるものとする。

2 市長は、法第9条の2の4第1項の規定による認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証(様式第27号)を交付するものとする。

(認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出)

第23条 省令第5条の5の10第1項の届出書は、熱回収施設休廃止等届出書(様式第28号)によるものとする。

(認定熱回収施設の報告)

第24条 省令第5条の5の11第1項の報告書は、熱回収報告書(様式第29号)によるものとする。

(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置等の届出)

第25条 法第9条の3第1項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設設置届出書(様式第30号)により行うものとする。

2 省令第5条の8第1項の届出書は、一般廃棄物処理施設変更届出書(様式第31号)によるものとする。

3 省令第5条の9の2第1項の届出書は、市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(様式第32号)によるものとする。

(非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置等の届出)

第25条の2 法第9条の3の3第1項の規定による届出は、非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置届出書(様式第32号の2)により行うものとする。

第22条 省令第5条の5の5第1項の申請書は、熱回収施設設置者認定申請書(様式第26号)によるものとする。

2 市長は、法第9条の2の4第1項の規定による認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証(様式第27号)を交付するものとする。

(認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出)

第23条 省令第5条の5の10第1項の届出書は、熱回収施設休廃止等届出書(様式第28号)によるものとする。

(認定熱回収施設の報告)

第24条 省令第5条の5の11第1項の報告書は、熱回収報告書(様式第29号)によるものとする。

(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置等の届出)

第25条 法第9条の3第1項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設設置届出書(様式第30号)により行うものとする。

2 省令第5条の8第1項の届出書は、一般廃棄物処理施設変更届出書(様式第31号)によるものとする。

3 省令第5条の9の2第1項の届出書は、市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(様式第32号)によるものとする。

(非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置等の届出)

第25条の2 法第9条の3の3第1項の規定による届出は、非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置届出書(様式第32号の2)により行うものとする。

2 省令第5条の10の10において読み替えて準用する省令第5条の8第1項の届出書は、非常災害に係る一般廃棄物処理施設変更届出書(様式第32号の3)によるものとする。

3 省令第5条の10の12において読み替えて準用する省令第5条の9の2第1項の届出書は、非常災害に係る一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(様式第32号の4)によるものとする。

(平28規則61・追加)

(一般廃棄物処理施設に係る譲受け等の許可申請等)

第26条 省令第5条の11第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可申請書(様式第33号)によるものとする。

2 市長は、法第9条の5第1項の規定による許可をしたときは、一般廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可証(様式第34号)を交付するものとする。

(一般廃棄物処理施設設置者に係る合併等の認可申請等)

第27条 省令第5条の12第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設設置者合併(分割)認可申請書(様式第35号)によるものとする。

2 市長は、法第9条の6第1項の規定による認可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置者合併(分割)認可証(様式第36号)を交付するものとする。

(一般廃棄物処理施設に係る相続の届出)

第28条 省令第6条第1項の届出書は、相続届出書(様式第37号)によるものとする。

2 省令第5条の10の10において読み替えて準用する省令第5条の8第1項の届出書は、非常災害に係る一般廃棄物処理施設変更届出書(様式第32号の3)によるものとする。

3 省令第5条の10の12において読み替えて準用する省令第5条の9の2第1項の届出書は、非常災害に係る一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(様式第32号の4)によるものとする。

(平28規則61・追加)

(一般廃棄物処理施設に係る譲受け等の許可申請等)

第26条 省令第5条の11第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可申請書(様式第33号)によるものとする。

2 市長は、法第9条の5第1項の規定による許可をしたときは、一般廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可証(様式第34号)を交付するものとする。

(一般廃棄物処理施設設置者に係る合併等の認可申請等)

第27条 省令第5条の12第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設設置者合併(分割)認可申請書(様式第35号)によるものとする。

2 市長は、法第9条の6第1項の規定による認可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置者合併(分割)認可証(様式第36号)を交付するものとする。

(一般廃棄物処理施設に係る相続の届出)

第28条 省令第6条第1項の届出書は、相続届出書(様式第37号)によるものとする。

第3節 産業廃棄物処理業等及び産業廃棄物処理施設

(産業廃棄物処理業許可等及び産業廃棄物処理施設設置許可等の申請に伴う添付書類)

第29条 省令第9条の2第2項第1号(省令第10条の9第2項、第10条の12第2項又は第10条の22第2項において準用する場合を含む。)の事業計画の概要を記載した書類は、産業廃棄物収集運搬業等事業計画概要書(様式第38号)によるものとする。

【追加】

【追加】

第30条 省令第9条の2第2項第5号(省令第10条の9第2項、第10条の12第2項又は第10条の22第2項において準用する場合を含む。)又は第10条の4第2項第7号(省令第10条の9第3項、第10条の16第2項又は第10条の22第3項において準用する場合を含む。)の当該事業

第3節 産業廃棄物処理業等及び産業廃棄物処理施設

(産業廃棄物処理業許可等及び産業廃棄物処理施設設置許可等の申請に伴う添付書類)

第29条 省令第9条の2第2項第15号(省令第10条の12第2項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する省令第9条の3第1号に掲げる基準に適合することを誓約する書面又は省令第10条の4第2項第9号(省令第10条の16第2項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する省令第10条の4の2第1号に掲げる基準に適合することを誓約する書面は特定不利益処分を受けていない旨の誓約書(様式第38号)によるものとする。

第30条 省令第10条の4第2項第1号(省令第10条の9第3項、第10条の16第2項又は第10条の22第3項において準用する場合を含む。)の事業計画の概要を記載した書類は、産業廃棄物処分業等事業計画概要書(様式第38号の2)によるものとする。

第31条 省令第10条の4第2項第4号(省令第10条の9第3項、第10条の16第2項又は第10条の22第3項において準用する場合を含む。)の当該処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類は、処分後の産業廃棄物等方法書(様式第38号の3)によるものとする。

第32条 省令第10条の4第2項第7号(省令第10条の9第3項、第10条の16第2項又は第10条の22第3項において準用する場合を含む。)の当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載し

の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類は、産業廃棄物処理業等資金総括調書(様式第39号)によるものとする。

【追加】

第31条 省令第9条の2第2項第7号(省令第10条の9第2項、第10条の12第2項又は第10条の22第2項において準用する場合を含む。)、第11条第6項第8号、第12条の11の12第2項第4号又は第12条の12第2項第4号の資産に関する調書は、資産調書(様式第40号)によるものとする。

第32条 省令第9条の2第2項第10号(省令第10条の9第2項、第10条の12第2項又は第10条の22第2項において準用する場合を含む。)、第11条第6項第11号、第12条の11の12第2項第7号、第12条の11の13第2項第2号ハ又は第12条の12第2項第5号の申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面は、欠格要件に該当しない旨の誓約書(様式第41号)によるものとする。

た書類は、産業廃棄物処分業資金総括調書(様式第39号)によるものとする。

第33条 省令第11条第6項第6号の当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類、省令第12条の9第3項第6号の変更後の産業廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類又は第12条の11の12第2項第2号、第12条の11の13第2項第3号ロ若しくは第12条の12第2項第3号の当該産業廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその調達方法を記載した書類は、産業廃棄物処理施設等資金総括調書(様式第39号の2)によるものとする。

第34条 省令第11条第6項第8号、第12条の11の12第2項第4号又は第12条の12第2項第4号の資産に関する調書は、資産に関する調書(様式第40号)によるものとする。

第35条 省令第11条第6項第11号、第12条の11の12第2項第7号、第12条の11の13第2項第2号ハ又は第12条の12第2項第5号の申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面は、欠格要件に該当しない旨の誓約書(様式第41号)によるものとする。

第33条 省令第9条の2第2項第15号(省令第10条の12第2項において準用する場合を含む。)に規定する省令第9条の3第1号に掲げる基準に適合することを誓約する書面又は省令第10条の4第2項第9号(省令第10条の16第2項において準用する場合を含む。)に規定する省令第10条の4の2第1号に掲げる基準に適合することを誓約する書面は、特定不利益処分を受けていない旨の誓約書(様式第42号)によるものとする。

第34条 省令第10条の4第2項第1号(省令第10条の9第3項、第10条の16第2項又は第10条の22第3項において準用する場合を含む。)の事業計画の概要を記載した書類は、産業廃棄物処分業等事業計画概要書(様式第43号)によるものとする。

第35条 省令第10条の4第2項第4号(省令第10条の9第3項、第10条の16第2項又は第10条の22第3項において準用する場合を含む。)の当該処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類は、処分後の産業廃棄物等処理方法書(様式第44号)によるものとする。

第36条 省令第11条第6項第6号の当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類、省令第12条の9第3項第6号の変更後の産業廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類又は第12条の11の12第2項第2号、第12条の11の13第2項第3号ロ若しくは第12条の12第2項第3号の当該産業廃棄物処理施設の維持管理に

第33条 削除

第34条 削除

第35条 削除

第36条 削除

要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類は、産業廃棄物処理施設等資金総括調書(様式第45号)によるものとする。

(産業廃棄物処理施設の使用前検査確認通知書)

第37条 市長は、法第15条の2第5項(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査の結果、当該産業廃棄物処理施設が法第15条第2項又は省令第12条の9第1項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認めるときは、産業廃棄物処理施設使用前検査確認通知書(様式第46号)を交付するものとする。

(産業廃棄物最終処分場の廃止確認通知書)

第38条 市長は、法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第5項又は法第15条の3の2第2項の規定により、当該最終処分場の状況が法第9条第5項に規定する技術上の基準に適合していることを確認したときは、産業廃棄物最終処分場廃止確認通知書(様式第47号)を交付するものとする。

(産業廃棄物処理施設に係る譲受け等の許可証)

第39条 市長は、法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定による許可をしたときは、産業廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可証(様式第48号)を交付するものとする。

(産業廃棄物処理施設設置者に係る合併等の認可証)

第40条 市長は、法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定による認可をしたときは、産業廃棄物処理施設設置者合併(分割)認可証(様式第49号)を交付するものとする。

(産業廃棄物処理施設の使用前検査確認通知書)

第37条 市長は、法第15条の2第5項(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査の結果、当該産業廃棄物処理施設が法第15条第2項又は省令第12条の9第1項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認めるときは、産業廃棄物処理施設使用前検査確認通知書(様式第46号)を交付するものとする。

(産業廃棄物最終処分場の廃止確認通知書)

第38条 市長は、法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第5項又は法第15条の3の2第2項の規定により、当該最終処分場の状況が法第9条第5項に規定する技術上の基準に適合していることを確認したときは、産業廃棄物最終処分場廃止確認通知書(様式第47号)を交付するものとする。

(産業廃棄物処理施設に係る譲受け等の許可証)

第39条 市長は、法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定による許可をしたときは、産業廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可証(様式第48号)を交付するものとする。

(産業廃棄物処理施設設置者に係る合併等の認可証)

第40条 市長は、法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定による認可をしたときは、産業廃棄物処理施設設置者合併(分割)認可証(様式第49号)を交付するものとする。

第4節 雑則

(欠格要件に係る届出)

第41条 省令第2条の7の届出書、省令第10条の10の3の届出書及び省令第10条の24の届出書は、廃棄物処理業欠格要件届出書(様式第50号)によるものとする。

2 省令第5条の5の3の届出書及び省令第12条の11の3の届出書は、廃棄物処理施設欠格要件届出書(様式第51号)によるものとする。

(産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類その他の事項の届出)

第42条 省令第12条の7の17第2項の届出書は、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置届出書(様式第52号)によるものとする。

(産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類その他の事項の届出の受理書)

第43条 省令第12条の7の17第4項の受理書は、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置届出受理書(様式第53号)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設として届け出た産業廃棄物処理施設の変更等の届出)

第44条 省令第12条の7の17第5項の規定による届出は、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置廃止(変更)届出書(様式第54号)により行うものとする。

第4節 雑則

(欠格要件に係る届出)

第41条 省令第2条の7の届出書、省令第10条の10の3の届出書及び省令第10条の24の届出書は、廃棄物処理業欠格要件届出書(様式第50号)によるものとする。

2 省令第5条の5の3の届出書及び省令第12条の11の3の届出書は、廃棄物処理施設欠格要件届出書(様式第51号)によるものとする。

(産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類その他の事項の届出)

第42条 省令第12条の7の17第2項の届出書は、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置届出書(様式第52号)によるものとする。

(産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類その他の事項の届出の受理書)

第43条 省令第12条の7の17第4項の受理書は、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置届出受理書(様式第53号)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設として届け出た産業廃棄物処理施設の変更等の届出)

第44条 省令第12条の7の17第5項の規定による届出は、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置廃止(変更)届出書(様式第54号)により行うものとする。

(特定処理施設設置者の事故時応急措置届出)

第45条 法第21条の2第1項の規定による届出は、特定処理施設事故時
応急措置届出書(様式第55号)により行うものとする。

第4章 産業廃棄物再生利用業

(産業廃棄物再生利用業者の指定の申請)

第46条 省令第9条第2号又は省令第10条の3第2号の規定による指定
(以下「再生利用業者の指定」という。)を受けようとする者は、産業
廃棄物再生利用業者指定申請書(様式第56号)に次に掲げる書類を添え
て、市長に提出しなければならない。

- (1) 再生利用の事業計画の概要を記載した書類
- (2) 再生利用の事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面
図、立面図、断面図、構造図(運搬車両にあっては、登録書類の写
し及び写真)及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- (3) 申請者が事業の用に供する施設の所有権又は当該施設を使用す
る権原を有することを証する書類
- (4) 申請者の住民票の写し(法人にあっては、当該法人の定款又は
寄附行為の写し及び登記事項証明書)
- (5) 申請者(法人にあっては、その役員)、法第14条第5項第2号ニ
及びホの政令で定める使用人及び申請者の法定代理人の履歴書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
(産業廃棄物再生利用業者の指定証の交付)

(特定処理施設設置者の事故時応急措置届出)

第45条 法第21条の2第1項の規定による届出は、特定処理施設事故時
応急措置届出書(様式第55号)により行うものとする。

第4章 産業廃棄物再生利用業

(産業廃棄物再生利用業者の指定の申請)

第46条 省令第9条第2号又は省令第10条の3第2号の規定による指定
(以下「再生利用業者の指定」という。)を受けようとする者は、産業
廃棄物再生利用業者指定申請書(様式第56号)に次に掲げる書類を添え
て、市長に提出しなければならない。

- (1) 再生利用の事業計画の概要を記載した書類
- (2) 再生利用の事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面
図、立面図、断面図、構造図(運搬車両にあっては、登録書類の写
し及び写真)及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- (3) 申請者が事業の用に供する施設の所有権又は当該施設を使用す
る権原を有することを証する書類
- (4) 申請者の住民票の写し(法人にあっては、当該法人の定款又は
寄附行為の写し及び登記事項証明書)
- (5) 申請者(法人にあっては、その役員)、法第14条第5項第2号ニ
及びホの政令で定める使用人及び申請者の法定代理人の履歴書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
(産業廃棄物再生利用業者の指定証の交付)

第47条 市長は、再生利用業者の指定をしたときは、産業廃棄物再生利用業者指定証(様式第57号)を交付するものとする。

2 再生利用業者の指定の期間(以下「指定の有効期間」という。)は、前項の規定による指定証の交付の日から起算して2年を超えない範囲内において市長が定めるものとする。

(産業廃棄物再生利用業者の指定の更新)

第48条 再生利用業者の指定を受けた者は、指定の有効期間の満了後も引き続き産業廃棄物再生利用業者の指定に係る事業を営もうとするときは、当該指定の有効期間の満了の日までに、産業廃棄物再生利用業者指定更新申請書(様式第58号)に第47条各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、産業廃棄物再生利用業者の指定の更新を受けなければならない。

2 前項に規定する更新の申請があった場合における当該更新に係る指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算して2年を超えない範囲内において市長が定めるものとする。

3 前条第1項の規定は、第1項の規定による指定の更新をしたときについて準用する。

(産業廃棄物再生利用業者の指定の変更の届出)

第49条 再生利用業者の指定を受けた者は、当該指定に係る事業の全部若しくは一部を廃止し、又は次に掲げる事項を変更したときは、速やかに産業廃棄物再生利用業者廃止(変更)届出書(様式第59号)を市長に提出しなければならない。

第47条 市長は、再生利用業者の指定をしたときは、産業廃棄物再生利用業者指定証(様式第57号)を交付するものとする。

2 再生利用業者の指定の期間(以下「指定の有効期間」という。)は、前項の規定による指定証の交付の日から起算して2年を超えない範囲内において市長が定めるものとする。

(産業廃棄物再生利用業者の指定の更新)

第48条 再生利用業者の指定を受けた者は、指定の有効期間の満了後も引き続き産業廃棄物再生利用業者の指定に係る事業を営もうとするときは、当該指定の有効期間の満了の日までに、産業廃棄物再生利用業者指定更新申請書(様式第58号)に第47条各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、産業廃棄物再生利用業者の指定の更新を受けなければならない。

2 前項に規定する更新の申請があった場合における当該更新に係る指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算して2年を超えない範囲内において市長が定めるものとする。

3 前条第1項の規定は、第1項の規定による指定の更新をしたときについて準用する。

(産業廃棄物再生利用業者の指定の変更の届出)

第49条 再生利用業者の指定を受けた者は、当該指定に係る事業の全部若しくは一部を廃止し、又は次に掲げる事項を変更したときは、速やかに産業廃棄物再生利用業者廃止(変更)届出書(様式第59号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称
- (2) 法人の場合にあつては、役員
- (3) 法第14条第5項第2号ニ及びホの政令で定める使用人及び申請者の法定代理人
- (4) 事務所又は事業場の所在地
- (5) 事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造又は規模
- (6) 再生利用のための廃棄物が排出される事業所

2 前項に規定する届出書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 当該届出をする者に係る指定証(廃止する場合に限る。)
- (2) 第46条各号に掲げる書類(当該変更に係るものに限る。)

第5章 雑則

(最終処分場埋立終了届出台帳の閲覧請求)

第50条 法第19条の11第3項の規定による請求は、最終処分場埋立終了届出台帳閲覧請求書(様式第60号)により行うものとする。

(許可証等の再交付)

第51条 法第7条第1項若しくは第6項、第7条の2第1項、第8条第1項、第9条第1項、第9条の5第1項、第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項、第14条の5第1項、第15条第1項、第15条の2の6第1項若しくは第15条の4第1項の許可を受けた者、法第9条の2の4第1項若しくは第15条の

- (1) 氏名又は名称
- (2) 法人の場合にあつては、役員
- (3) 法第14条第5項第2号ニ及びホの政令で定める使用人及び申請者の法定代理人
- (4) 事務所又は事業場の所在地
- (5) 事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造又は規模
- (6) 再生利用のための廃棄物が排出される事業所

2 前項に規定する届出書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 当該届出をする者に係る指定証(廃止する場合に限る。)
- (2) 第46条各号に掲げる書類(当該変更に係るものに限る。)

第5章 雑則

(最終処分場埋立終了届出台帳の閲覧請求)

第50条 法第19条の12第3項の規定による請求は、最終処分場埋立終了届出台帳閲覧請求書(様式第60号)により行うものとする。

(許可証等の再交付)

第51条 法第7条第1項若しくは第6項、第7条の2第1項、第8条第1項、第9条第1項、第9条の5第1項、第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項、第14条の5第1項、第15条第1項、第15条の2の6第1項若しくは第15条の4第1項の許可を受けた者、法第9条の2の4第1項若しくは第15条の

3の3第1項の認定を受けた者、法第9条の6第1項若しくは第15条の4第1項の認可を受けた者又は再生利用業者の指定を受けた者(以下「処理業者等」という。)は、許可証、認定証、認可証又は指定証(以下「許可証等」という。)を亡失し、若しくは損傷したとき、又は市長が特に必要があると認めるときは、許可証等再交付申請書(様式第61号)に、損傷を理由とする場合にあつては当該損傷した許可証等を添えて市長に提出することにより、その再交付を申請することができる。

(許可証等の返納)

第52条 処理業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに許可証等を市長に返納しなければならない。

- (1) 許可、認定又は再生利用業者の指定を取り消されたとき。
- (2) 一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設又は事業の全部を廃止したとき。
- (3) 事業の全部の停止又は施設の使用の停止を命ぜられたとき。
- (4) 許可証等の再交付を受けた後に亡失した許可証等を発見したとき。

(清掃対策審議会)

第53条 条例第18条の静岡市清掃対策審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長2人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3の3第1項の認定を受けた者、法第9条の6第1項若しくは第15条の4第1項の認可を受けた者又は再生利用業者の指定を受けた者(以下「処理業者等」という。)は、許可証、認定証、認可証又は指定証(以下「許可証等」という。)を亡失し、若しくは損傷したとき、又は市長が特に必要があると認めるときは、許可証等再交付申請書(様式第61号)に、損傷を理由とする場合にあつては当該損傷した許可証等を添えて市長に提出することにより、その再交付を申請することができる。

(許可証等の返納)

第52条 処理業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに許可証等を市長に返納しなければならない。

- (1) 許可、認定又は再生利用業者の指定を取り消されたとき。
- (2) 一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設又は事業の全部を廃止したとき。
- (3) 事業の全部の停止又は施設の使用の停止を命ぜられたとき。
- (4) 許可証等の再交付を受けた後に亡失した許可証等を発見したとき。

(清掃対策審議会)

第53条 条例第18条の静岡市清掃対策審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長2人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

- 4 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順位によりその職務を代理する。
- 6 審議会の会議は、会長が招集する。
- 7 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 8 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 9 会長が必要があると認めるときは、審議会に関係者の出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。
- 10 会長が必要があると認めるときは、審議会に部会を置くことができる。
- 11 審議会及び部会の庶務は、環境局ごみ減量推進課において処理する。

(平26規則18・平27規則28・一部改正)

(雑則)

第54条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 4 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順位によりその職務を代理する。
- 6 審議会の会議は、会長が招集する。
- 7 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 8 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 9 会長が必要があると認めるときは、審議会に関係者の出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。
- 10 会長が必要があると認めるときは、審議会に部会を置くことができる。
- 11 審議会及び部会の庶務は、環境局ごみ減量推進課において処理する。

(平26規則18・平27規則28・一部改正)

(雑則)

第54条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(平成26年 3月13日規則第18号)

この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則(平成27年 3月30日規則第28号)

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則(平成28年 3月31日規則第61号)

この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。

様式第 1号(第 4条関係)

(略)

様式第 2号その 1(第 5条、第 6条関係)

【別記 1】改正前のおり

様式第 2号その 2(第 5条関係)

(略)

様式第 3号その 1(第 5条、第 6条関係)

【別記 2】改正前のおり

様式第 3号その 2(第 5条関係)

(略)

2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(平成26年 3月13日規則第18号)

この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則(平成27年 3月30日規則第28号)

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則(平成28年 3月31日規則第61号)

この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則(平成31年 3月27日規則第11号)

この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。

様式第 1号(第 4条関係)

(略)

様式第 2号その 1(第 5条、第 6条関係)

【別記 1】改正後のおり

様式第 2号その 2(第 5条関係)

(略)

様式第 3号その 1(第 5条、第 6条関係)

【別記 2】改正後のおり

様式第 3号その 2(第 5条関係)

(略)

様式第4号(第9条関係)

(略)

様式第5号(第9条関係)

(略)

様式第6号(第10条関係)

(略)

様式第7号(第10条関係)

(略)

様式第8号(第10条関係)

(略)

様式第9号(第10条関係)

(略)

様式第10号(第11条関係)

(略)

様式第11号(第11条関係)

(略)

様式第12号(第12条関係)

(略)

様式第13号(第13条関係)

(略)

様式第4号(第9条関係)

(略)

様式第5号(第9条関係)

(略)

様式第6号(第10条関係)

(略)

様式第7号(第10条関係)

(略)

様式第8号(第10条関係)

(略)

様式第9号(第10条関係)

(略)

様式第10号(第11条関係)

(略)

様式第11号(第11条関係)

(略)

様式第12号(第12条関係)

(略)

様式第13号(第13条関係)

(略)

様式第14号(第14条関係)

【別記3】改正前のおり

様式第15号(第14条関係)

【別記4】改正前のおり

様式第16号(第15条関係)

(略)

様式第17号(第16条関係)

(略)

様式第18号(第16条関係)

(略)

様式第19号(第17条関係)

(略)

様式第20号(第17条関係)

(略)

様式第21号(第18条関係)

(略)

様式第22号(第19条関係)

(略)

様式第23号(第20条関係)

【別記5】改正前のおり

様式第14号(第14条関係)

【別記3】改正後のおり

様式第15号(第14条関係)

【別記4】改正後のおり

様式第16号(第15条関係)

(略)

様式第17号(第16条関係)

(略)

様式第18号(第16条関係)

(略)

様式第19号(第17条関係)

(略)

様式第20号(第17条関係)

(略)

様式第21号(第18条関係)

(略)

様式第22号(第19条関係)

(略)

様式第23号(第20条関係)

【別記5】改正後のおり

様式第24号(第21条関係)

【別記6】改正前のおり

【追加】

【別記7】改正前のおり

様式第25号(第21条関係)

(略)

様式第26号(第22条関係)

(略)

様式第27号(第22条関係)

(略)

様式第28号(第23条関係)

(略)

様式第29号(第24条関係)

(略)

様式第30号(第25条関係)

(略)

様式第31号(第25条関係)

(略)

様式第32号(第25条関係)

(略)

様式第32号の2(第25条の2関係)

様式第24号その1(第21条関係)

【別記6】改正後のおり

様式第24号その2(第21条関係)

【別記7】改正後のおり

様式第25号(第21条関係)

(略)

様式第26号(第22条関係)

(略)

様式第27号(第22条関係)

(略)

様式第28号(第23条関係)

(略)

様式第29号(第24条関係)

(略)

様式第30号(第25条関係)

(略)

様式第31号(第25条関係)

(略)

様式第32号(第25条関係)

(略)

様式第32号の2(第25条の2関係)

(略)

様式第32号の3(第25条の2関係)

(略)

様式第32号の4(第25条の2関係)

(略)

様式第33号(第26条関係)

(略)

様式第34号(第26条関係)

(略)

様式第35号(第27条関係)

(略)

様式第36号(第27条関係)

(略)

様式第37号(第28条関係)

(略)

様式第38号(第29条関係)

【別記8】改正前のおり

追加

【別記9】改正前のおり

追加

【別記10】改正前のおり

(略)

様式第32号の3(第25条の2関係)

(略)

様式第32号の4(第25条の2関係)

(略)

様式第33号(第26条関係)

(略)

様式第34号(第26条関係)

(略)

様式第35号(第27条関係)

(略)

様式第36号(第27条関係)

(略)

様式第37号(第28条関係)

(略)

様式第38号(第29条関係)

【別記8】改正後のおり

様式第38号の2(第30条関係)

【別記9】改正後のおり

様式第38号の3(第31条関係)

【別記10】改正後のおり

様式第39号(第30条関係)

【別記11】改正前のとおり

追加

【別記12】改正前のとおり

様式第40号(第31条関係)

【別記13】改正前のとおり

様式第41号(第32条関係)

【別記14】改正前のとおり

様式第42号(第33条関係)

【別記15】改正前のとおり

様式第43号(第34条関係)

【別記16】改正前のとおり

様式第44号(第35条関係)

【別記17】改正前のとおり

様式第45号(第36条関係)

【別記18】改正前のとおり

様式第46号(第37条関係)

(略)

様式第47号(第38条関係)

(略)

様式第48号(第39条関係)

様式第39号(第32条関係)

【別記11】改正後のとおり

様式第39号の2(第33条関係)

【別記12】のとおり

様式第40号(第34条関係)

【別記13】改正後のとおり

様式第41号(第35条関係)

【別記14】改正後のとおり

様式第42号(第33条関係)

削除

様式第43号(第34条関係)

削除

様式第44号(第35条関係)

削除

様式第45号(第36条関係)

削除

様式第46号(第37条関係)

(略)

様式第47号(第38条関係)

(略)

様式第48号(第39条関係)

(略)

様式第49号(第40条関係)

(略)

様式第50号(第41条関係)

(略)

様式第51号(第41条関係)

(略)

様式第52号(第42条関係)

(略)

様式第53号(第43条関係)

(略)

様式第54号(第44条関係)

(略)

様式第55号(第45条関係)

(略)

様式第56号(第46条関係)

(略)

様式第57号(第47条関係)

(略)

様式第58号(第48条関係)

(略)

様式第49号(第40条関係)

(略)

様式第50号(第41条関係)

(略)

様式第51号(第41条関係)

(略)

様式第52号(第42条関係)

(略)

様式第53号(第43条関係)

(略)

様式第54号(第44条関係)

(略)

様式第55号(第45条関係)

(略)

様式第56号(第46条関係)

(略)

様式第57号(第47条関係)

(略)

様式第58号(第48条関係)

(略)

様式第59号(第49条関係)

(略)

様式第60号(第50条関係)

【別記19】 改正前のとおり

様式第61号(第51条関係)

(略)

(略)

様式第59号(第49条関係)

(略)

様式第60号(第50条関係)

【別記19】 改正後のとおり

様式第61号(第51条関係)

(略)

【別記1】

改正前

様式第2号その1（第5条、第6条関係）

事業活動に伴う一般廃棄物（産業廃棄物）処理方法承認申請書		
(宛先) 静岡市長		年 月 日
住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)		
申請者 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
電話番号		
次の廃棄物の処理方法について、静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例第12条第1項（静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第6条第1項）の規定による承認を受けたいので、静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第5条第1項（同条第2項）の規定により申請します。		
事業の種類		
廃棄物の種類		
市が収集、運搬及び処分する方法の場合	1 箇 月 の 平 均 排 出 量	kg
	指定販売所で購入する容器の数	※ 個
事業者が市の処理施設に運搬する方法の場合	運搬する処理施設 (○で囲むこと。)	西 ケ 谷 沼 沼 清 掃 工 場 清 掃 工 場 上 上 最 終 処 分 場
	搬 入 時 間	(平日) 8 : 30 ~ <u>11 : 30</u> 13 : 00 ~ 16 : 00 (土) 8 : 30 ~ <u>11 : 00</u>
	搬 入 量	※ kg
手 数 料 等 の 額	※ 円	

(注)

- 1 ※印欄は、記入しないこと。
- 2 土曜日は、不燃粗大ごみを搬入しないこと。
- 3 処理できない廃棄物等を搬入した場合は、持ち帰ること。

改正後

様式第2号その1（第5条、第6条関係）

事業活動に伴う一般廃棄物（産業廃棄物）処理方法承認申請書			
(宛先) 静岡市長		年 月 日	
住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)			
申請者 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
電話番号			
<p>次の廃棄物の処理方法について、静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例第12条第1項（静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第6条第1項）の規定による承認を受けたいので、静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第5条第1項（同条第2項）の規定により申請します。</p>			
事業の種類			
廃棄物の種類			
市が収集、運搬及び処分する方法の場合	1 箇 月 の 平均 排 出 量	kg	
	指定販売所で購入する容器の数	※ 個	
事業者が市の処理施設に運搬する方法の場合	運搬する処理施設 (○で囲むこと。)	西 ケ 谷 沼 上 沼 上 清 掃 工 場 清 掃 工 場 最 終 処 分 場	
	搬 入 時 間	(平日) 8 : 30 ~ <u>12 : 00</u> 13 : 00 ~ 16 : 00 (土) 8 : 30 ~ <u>12 : 00</u>	
	搬 入 量	※ kg	
手 数 料 等 の 額	※ 円		

(注)

- 1 ※印欄は、記入しないこと。
- 2 土曜日は、不燃粗大ごみを搬入しないこと。
- 3 処理できない廃棄物等を搬入した場合は、持ち帰ること。

【別記2】

改正前

様式第3号その1（第5条、第6条関係）

処 理 方 法 承 認 書 年 月 日 様 静岡市長 氏 名 次の廃棄物の処理方法について、静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例第12条第1項（静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第6条第1項）の規定により承認します。				
事業の種類				
廃棄物の種類				
市が収集、運搬及び処分する方法の場合	1箇月の平均排出量	kg		
	指定販売所で購入する容器の数	個		
事業者が市の処理施設に運搬する方法の場合	運搬する処理施設 (○で囲むこと。)	西ケ谷 清掃工場	沼上 清掃工場	沼上 最終処分場
	搬入時間	(平日) 8:30～ <u>11:30</u> 13:00～16:00 (土) 8:30～ <u>11:00</u>		
	搬入量	kg		
手数料等の額	円			

遵守事項

- 1 土曜日は、不燃粗大ごみを搬入しないこと。
- 2 処理できない廃棄物等を搬入した場合は、持ち帰ること。

改正後

様式第3号その1（第5条、第6条関係）

処 理 方 法 承 認 書				
年 月 日				
様				
静岡市長 氏 名				
次の廃棄物の処理方法について、静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例第12条第1項（静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第6条第1項）の規定により承認します。				
事業の種類				
廃棄物の種類				
市が収集、運搬及び処分する方法の場合	1箇月の平均排出量	kg		
	指定販売所で購入する容器の数	個		
事業者が市の処理施設に運搬する方法の場合	運搬する処理施設 （○で囲むこと。）	西ケ谷 清掃工場	沼上 清掃工場	沼上 最終処分場
	搬入時間	(平日) 8:30~ <u>12:00</u> 13:00~16:00 (土) 8:30~ <u>12:00</u>		
	搬入量	kg		
手数料等の額	円			

遵守事項

- 1 土曜日は、不燃粗大ごみを搬入しないこと。
- 2 処理できない廃棄物等を搬入した場合は、持ち帰ること。

第1面

<p>一般廃棄物処理施設設置許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 静岡市長</p> <p style="text-align: center;">住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)</p> <p style="text-align: center;">申請者 氏 名 ⑩ (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>次の一般廃棄物処理施設の設置について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定による許可を受けたいので、同条第2項の規定により申請します。</p>		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着工予定年月日	年 月 日	
使用開始予定年月日	年 月 日	
※許可の年月日	年 月 日	
※許可番号		
一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）	$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 m^2 埋立容量 m^3	
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量
		処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		

第2面

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
△災害防止のための計画に係る事項（一般廃棄物の最終処分場である場合）		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法 （ごみ処理施設の場合）	区分	自家処分 委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法 （し尿処理施設の場合）	区分	自家処分 委託処分
	処分方法	
△埋立処分の計画（最終処分場の場合）		
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		

第3面

申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称		住 所
法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称		住 所
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役 職 名・呼 称	本 籍 住 所
役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役 職 名・呼 称	本 籍 住 所

第4面

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は 出資の金額	本	籍
		割	住	所

政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

(注)

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。更に、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
- 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用するとともに、かつ、次の図面等を添付すること。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 8 省令第3条第5項第11号に規定されている書類は、様式第6号によること。
- 9 申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印すること。ただし、申請者が法人の場合は、記名押印すること。

改正後

様式第14号（第14条関係）

第1面

一般廃棄物処理施設設置許可申請書		
年 月 日		
(宛先) 静岡市長		
住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)		
申請者 氏 名 ⑩ (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
電話番号		
次の一般廃棄物処理施設の設置について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定による許可を受けたいので、同条第2項の規定により申請します。		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着工予定年月日	年 月 日	
使用開始予定年月日	年 月 日	
※許可の年月日	年 月 日	
※許可番号		
一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）	m ³ /日（ ）時間 t/日（ ）時間 m ³ /時間 t/時間 埋立地の面積 m ² 埋立容量 m ³	
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	

第2面

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
△災害防止のための計画に係る事項（一般廃棄物の最終処分場である場合）		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法（ごみ処理施設の場合）	区分	自家処分 委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法（し尿処理施設の場合）	区分	自家処分 委託処分
	処分方法	
△埋立処分の計画（最終処分場の場合）		
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		

第3面

申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称		住 所
法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称		住 所
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役 職 名・呼 称	本 籍 住 所
役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役 職 名・呼 称	本 籍 住 所

第4面

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又 は出資の金額	本	籍
		割	住	所

政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

(注)

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。更に、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
- 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用するとともに、かつ、次の図面等を添付すること。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 8 省令第3条第5項第11号に規定されている書類は、様式第7号によること。
- 9 申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印すること。ただし、申請者が法人の場合は、記名押印すること。

第1面

一般廃棄物処理施設変更許可申請書			
年 月 日			
(宛先) 静岡市長			
住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)			
申請者 氏 名 ㊟ (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
電話番号			
次の一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更について、同法第9条第1項の規定による許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の3第1項の規定により申請します。			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日	年 月 日		
許可番号	第 号		
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力 (一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	変更前	変更後
		$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$	$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$
		埋立地の面積 m^2 埋立容量 m^3	埋立地の面積 m^2 埋立容量 m^3
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
	△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		
変更の理由			
着工予定年月日	年 月 日		
使用開始予定年月日	年 月 日		
※許可の年月日	年 月 日		
※許可番号	第 号		

第2面

申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称		住 所
法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称		住 所
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役 職 名・呼 称	本 籍 住 所
役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役 職 名・呼 称	本 籍 住 所

第3面

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	本 籍 住 所
	生年月日	保有する株式の数又は 出資の金額		
(ふりがな) 氏名又は名称		割 合		

政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
	役 職 名 ・ 呼 称	

(注)

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。更に、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
- 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を添付すること。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
 - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目に係る変更後の数値
- 4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 6 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

第4面

- 7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 8 省令第5条の3第3項第7号に規定されている省令第3条第5項第11号の書類は、様式第6号によること。
- 9 申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印すること。ただし、申請者が法人の場合は、記名押印すること。

改正後

様式第15号（第14条関係）

第1面

一般廃棄物処理施設変更許可申請書			
年 月 日			
(宛先) 静岡市長			
住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)			
申請者 氏 名 ㊟ (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
電話番号			
次の一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更について、同法第9条第1項の規定による許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の3第1項の規定により申請します。			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日	年 月 日		
許可番号	第 号		
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力 (一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	変更前	変更後
		m ³ /日 () 時間 t/日 () 時間 m ³ /時間 t/時間 埋立地の面積 m ² 埋立容量 m ³	m ³ /日 () 時間 t/日 () 時間 m ³ /時間 t/時間 埋立地の面積 m ² 埋立容量 m ³
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画			
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変更の理由			
着工予定年月日	年 月 日		
使用開始予定年月日	年 月 日		
※許可の年月日	年 月 日		
※許可番号	第 号		

第2面

申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称		住 所
法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称		住 所
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役 職 名・呼 称	本 籍 住 所
役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役 職 名・呼 称	本 籍 住 所

第3面

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	本 籍 住 所
	(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は 出資の金額 割 合	

政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
	役 職 名 ・ 呼 称	

(注)

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類の別については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。更に、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
- 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を添付すること。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
 - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目に係る変更後の数値
- 4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 6 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

第4面

- 7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 8 省令第5条の3第3項第7号に規定されている省令第3条第5項第11号の書類は、様式第7号によること。
- 9 申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印すること。ただし、申請者が法人の場合は、記名押印すること。

【別記5】

改正前

様式第23号（第20条関係）

（表）

<p>一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（宛先）静岡市長</p> <p style="text-align: center;">住 所 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）</p> <p style="text-align: center;">届出者 氏 名 ㊟ （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: center;">電 話</p> <p>一般廃棄物最終処分場に係る埋立処分が終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第4項（第9条の3第11項において準用する第9条第4項）の規定により次のとおり届け出ます。</p>		
<p>施設の廃止までの間の 管理予定者及びその連 絡先</p>	<p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p>	
<p>設 置 場 所</p>		
<p>許 可 の 年 月 日 及 び 許 可 番 号 又 は 届 出 の 年 月 日</p>	<p>許可（届出）</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 第 号</p>	
<p>埋 立 地 の 面 積 埋 立 て の 深 さ 及 び 覆 土 の 厚 さ</p>	<p>面積</p> <p style="text-align: center;">m²</p>	<p>埋立ての深さ</p> <p style="text-align: center;">m</p>
		<p>覆土の厚さ</p> <p style="text-align: center;">m</p>

(裏)

埋立処分の方法			
埋立処分開始年月日	年	月	日
埋立処分終了年月日	年	月	日
<u>埋め立てた廃棄物の種類及び数量及び性状</u>	種	数量 (m ³)	性
	類		状

(注) 届出者氏名欄には、届出者が署名し、又は記名押印すること。ただし、届出者が法人の場合は、記名押印すること。

改正後

様式第23号（第20条関係）

（表）

一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書		
年 月 日		
(宛先) 静岡市長		
住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)		
届出者 氏 名 ㊟ (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
電 話		
一般廃棄物最終処分場に係る埋立処分が終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第4項（第9条の3第11項において準用する第9条第4項）の規定により次のとおり届け出ます。		
施設の廃止までの間の 管理予定者及びその連 絡先	住 所 氏 名	電話番号
設 置 場 所		
許 可 の 年 月 日 及 び 許 可 番 号 又 は 届 出 の 年 月 日	許可（届出） 年 月 日 第 号	
埋 立 地 の 面 積 埋 立 て の 深 さ 及 び 覆 土 の 厚 さ	面積 m ²	埋立ての深さ 覆土の厚さ m m

(裏)

埋立処分の方法			
埋立処分開始年月日	年	月	日
埋立処分終了年月日	年	月	日
<u>埋め立てた廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）、数量及び性状</u>	種	数量 (m ³)	性
	類		状

(注) 届出者氏名欄には、届出者が署名し、又は記名押印すること。ただし、届出者が法人の場合は、記名押印すること。

【別記6】

改正前

様式第24号（第21条関係）

（表）

設置の場所		
一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書		
年 月 日		
(宛先) 静岡市長		
住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)		
申請者 氏 名 ㊟ (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
電話番号		
次の一般廃棄物最終処分場の状況が環境省令で定める技術上の基準に適合していることについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項（第9条の2の3第2項・第9条の3第11項において準用する第9条第5項）の規定による確認を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の2第1項（第5条の5の4において準用する第5条の5の2第1項・第5条の10の2第1項）の規定により申請します。		
設置の場所		
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	許可（届出） 年 月 日 第 号	
埋め立てた一般廃棄物の種類及び数量	種 類	数 量 (m ³)
埋立地の面積及び埋立ての深さ		
埋立処分の方法		
埋立処分開始年月日		
埋立処分終了年月日		

(裏)

悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
<p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none">1 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。2 保有水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいう。3 覆いとは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいう。4 申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印すること。ただし、申請者が法人の場合は、記名押印すること。	

改正後

様式第24号その1 (第21条関係)

(表)

設置の場所	
一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書	
年 月 日	
(宛先) 静岡市長	
住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
申請者 氏 名 ㊟ (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
次の一般廃棄物最終処分場の状況が環境省令で定める技術上の基準に適合していることについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項(第9条の2の3第2項・第9条の3第11項において読み替えて準用する第9条第5項)の規定による確認を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の2第1項(第5条の5の4において準用する第5条の5の2第1項・第5条の10の2第1項)の規定により申請します。	
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	許可(届出) 年 月 日 第 号
埋め立てた一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は基準適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量	種 類
	数 量 (m ³)
埋立地の面積及び埋立ての深さ	
埋立処分の方法	
埋立処分開始年月日	
埋立処分終了年月日	

(裏)

悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
<p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none">1 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。2 保有水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいう。3 覆いとは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいう。4 申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印すること。ただし、申請者が法人の場合は、記名押印すること。	

【別記7】

改正前（追加）

改正後

様式第24号その2 (第21条関係)

(表)

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書	
年 月 日	
(宛先) 静岡市長	
住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
申請者 氏 名 ㊟ (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
次の一般廃棄物最終処分場の状況が環境省令で定める技術上の基準に適合していることについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項(第9条の3第11項において読み替えて準用する第9条第5項)の規定による確認を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の2第1項(第5条の10の2第1項)の規定により申請します。	
設置の場所	
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	許可(届出) 年 月 日 第 号
埋め立てた水銀処理物の数量(m ³)	
埋立地の面積及び埋立ての深さ	
埋立処分の方法	
埋立処分開始年月日	
埋立処分終了年月日	

(裏)

悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
覆いの厚さ、材料及び強度	
一般廃棄物又は外周仕切設備に講じた措置の内容	
<p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none">1 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。2 覆いとは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条の2第2項第4号の規定による覆いをいう。3 一般廃棄物又は外周仕切設備に講じた措置とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場にかかる技術上の基準を定める省令第1号の2第3項第3号の規定により講じた措置をいう。4 申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印すること。ただし、申請者が法人の場合は、記名押印すること。	

産業廃棄物収集運搬業等事業計画概要書

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

2. 収集運搬する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

産業廃棄物 （特別管理 産業廃棄 物）の種類	運搬量 （t/月 又は m ³ /月）	積替え又は 保管を行う 場合には積 替え又は保 管場所の所 在地	備 考			
			性 状	予定排出事業 場の名称、所 在地及び電話 番号	予定運搬先の名 称、所在地及び 電話番号	予 定 運 搬 先 で の 処 分 方法

（注） 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類ごとに記載すること。

第2面

3. 運搬施設の概要				
(1) 運搬車両一覧				
施設名	型式、寸法	自動車登録番号	規模、能力 (積載量)	備 考
(2) その他の運搬施設概要				
車庫				
運搬容器				
保管施設				

第3面

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両ごとの用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

従業員数内訳

年 月 日現在

役員	政令第6条の10に定める使用人	事務員	運転手	作業員	その他	合計
人	人	人	人	人	人	人

5. 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる措置

(2) 積替保管施設において講ずる措置

(3) その他

改正後

様式第38号（第29条関係）

特定不利益処分を受けていない旨の誓約書

（宛先）静岡市長

私（当社）は、 年 月 日から 年 月 日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。

年 月 日

住 所
（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
申請者 氏 名
（法人にあつては名称及び代表者の氏名） ⑨
電話番号

【特定不利益処分】

- ①廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第7条の3又は第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。））
- ②廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第9条の2又は第15条の2の7）
- ③廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第9条の2の2第1項若しくは第2項又は第15条の3）
- ④再生利用認定の取消し（法第9条の8第9項（法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。））
- ⑤広域認定の取消し（法第9条の9第10項（法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。））
- ⑥無害化認定の取消し（法第9条の10第7項（法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。））
- ⑦廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第19条の3）
- ⑧廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5第1項又は第19条の6第1項）
- ⑨2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る認定の取消し（法第12条の7第10号）

（注）申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印すること。ただし、申請者が法人の場合は、記名押印すること。

【別記9】

改正前（追加）

産業廃棄物処分業等事業計画概要書

1. 事業の全体計画 (変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること。)

2. 取り扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) の種類及び処分量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	処分方法	処分量 (t/月 又は m ³ /月)	備 考			
				性 状	予定排出事業場の名称及び所在地	予定収集運搬者の名称及び所在地	処分後の処理方法

(注) 取り扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) の種類ごとに記載すること。

第2面

3. 中間処理施設の概要	
処 理 施 設 の 種 類	
施 設 場 所	
設 置 年 月 日	
設 置 許 可 年 月 日 及 び 設 置 許 可 番 号	
廃棄物の種類（処理能力）	$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$
処理施設の処理方式 及び設備の概要 *保管施設（設置場所、廃棄物の種類、面積、容量、保管方法など）の概要を含む。	
環 境 保 全 設 備 の 概 要	

第3面

4. 最終処分場の概要																			
最終処分場の種類及び名称	(遮断型 管理型 安定型)																		
施 設 場 所																			
設 置 年 月 日																			
設 置 許 可 年 月 日 及 び 設 置 許 可 番 号																			
最 終 処 分 場 の 規 模 等	<table> <tr> <td>全体面積</td> <td>m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>埋立面積</td> <td></td> <td>m² (残面積</td> </tr> <tr> <td>m²)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>埋立容量</td> <td></td> <td>m³ (残容量</td> </tr> <tr> <td>m³)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>埋立容量のうち、 産業廃棄物容量</td> <td></td> <td>m³ (残容量 m³)</td> </tr> </table>	全体面積	m ²		埋立面積		m ² (残面積	m ²)			埋立容量		m ³ (残容量	m ³)			埋立容量のうち、 産業廃棄物容量		m ³ (残容量 m ³)
全体面積	m ²																		
埋立面積		m ² (残面積																	
m ²)																			
埋立容量		m ³ (残容量																	
m ³)																			
埋立容量のうち、 産業廃棄物容量		m ³ (残容量 m ³)																	
埋立対象廃棄物の種類																			
構造及び設備の概要																			
放流水の水質等																			
その他環境保全対策																			

6. 環境保全措置の概要

(1) 中間処理施設において講ずる措置

(2) 保管施設において講ずる措置

(3) 最終処分場において講ずる措置

【別記10】

改正前（追加）

改正後（追加）

様式第38号の3（第31条関係）

処分後の産業廃棄物等処理方法書	
処分後の 産業廃棄物の種類	
発生量 (t/月又はm ³ /月)	
処理方法	自己処理 (処分場所)
	委託処理 (処分業者名)
	<p style="text-align: center;">埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却</p> <p style="text-align: center;">中間処理、売却の場合は、具体的な方法</p>
(注) 処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。	

産業廃棄物処理業等資金総括調書		
内 訳	金 額 (千 円)	
事業の開始に要する 資 金 の 総 額		
土 地		
事 務 所		
(収集運搬車両)		
(積替保管施設)		
(処理施設)		
調 達 方 法	自 己 資 金	
	借 入 金	
	(借入先名)	
	そ の 他	
	増 資	
(注) 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること。		

改正後

様式第39号 (第32条関係)

<u>産業廃棄物処分業資金総括調書</u>		
内 訳	金 額 (千 円)	
事業の開始に要する 資 金 の 総 額		
土 地		
事 務 所		
<u>処分施設</u>		
調 達 方 法	自 己 資 金	
	借 入 金	
	(借入先名)	
	そ の 他	
	増 資	
(注) 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること。		

【別記12】

改正前（追加）

改正後

様式第39号の2（第33条関係）

産業廃棄物処理施設等資金総括調書		
内 訳	金額（千円）	
事業の開始に要する 資金の総額		
	土 地	
	事 務 所	
	処 理 施 設	
調 達 方 法	自 己 資 金	
	借 入 金	
	（借入先名）	
	そ の 他	
	増 資	
（注）内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること。		

【別記13】

改正前

様式第40号（第31条関係）

資 産 調 査			年 月 日現在
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
備品			
車両			
その他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			

改正後

様式第40号 (第34条関係)

資 産 に 関 す る 調 書			年 月 日現在
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
備品			
車両			
その他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			

【別記14】
様式第41号（第32条関係）

改正前

欠格要件に該当しない旨の誓約書（産業廃棄物関係）

私（当社）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへまでに掲げる者でないことを誓約します。

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所
（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
申請者 氏名 ⑩
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

（注）申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印すること。ただし、申請者が法人の場合は、記名押印すること。

改正後

様式第41号（第35条関係）

欠格要件に該当しない旨の誓約書（産業廃棄物関係）

私（当社）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所
（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
申請者 氏名 ⑩
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

（注）申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印すること。ただし、申請者が法人の場合は、記名押印すること。

【別記15】
様式第42号（第33条関係）

改正前

特定不利益処分を受けていない旨の誓約書

（宛先）静岡市長

私（当社）は、 年 月 日から 年 月 日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。

年 月 日

住 所
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
申請者 氏 名
（法人にあっては名称及び代表者の氏名） ⑩
電話番号

【特定不利益処分】

- ①廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第7条の3又は第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。））
- ②廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第9条の2又は第15条の2の7）
- ③廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第9条の2の2第1項若しくは第2項又は第15条の3）
- ④再生利用認定の取消し（法第9条の8第9項（法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。））
- ⑤広域認定の取消し（法第9条の9第10項（法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。））
- ⑥無害化認定の取消し（法第9条の10第7項（法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。））
- ⑦廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第19条の3）
- ⑧廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5第1項又は第19条の6第1項）

（注）申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印すること。ただし、申請者が法人の場合は、記名押印すること。

様式第42号 削除

改正後

【別記16】

改正前

様式第43号（第34条関係）

第1面

産業廃棄物処分業等事業計画概要書

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

2. 処分する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び処分量等

産業廃棄物 （特別管理 産業廃棄 物）の種類	処分方法	処分量 （t/月 又は m ³ /月）	備 考			
			性 状	予定排出事 業場の名 称、所在 地及び電 話番号	予定収集運 搬者の名 称、所在 地及び電 話番号	処分後 の処理 方法

（注） 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類ごとに記載すること。

第2面

3. 中間処理施設の概要	
処理施設の種類	
施設場所	
設置年月日	
設置許可年月日 及び設置許可番号	
廃棄物の種類（処理能力）	$m^3/日$ （ ）時間 $t/日$ （ ）時間 $m^3/時間$ $t/時間$
処理施設の処理方式 及び設備の概要 *保管施設（設置場所、 廃棄物の種類、面積、容 量、保管方法など）の概 要を含む。	
環境保全設備の概要	

第3面

4. 最終処分場の概要	
最終処分場の種類及び名称	(遮断型 管理型 安定型)
施設場所	
設置年月日	
設置許可年月日 及び設置許可番号	
最終処分場の規模等	<p>全体面積 m^2</p> <p>埋立面積 m^2 (残面積 m^2)</p> <p>埋立容量 m^3 (残容量 m^3)</p> <p>埋立容量のうち、</p> <p>産業廃棄物容量 m^3 (残容量 m^3)</p>
埋立対象廃棄物の種類	
構造及び設備の概要	
放流水の水質等	
その他環境保全対策	

第4面

5. 処分業務の具体的な計画（処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。）

従業員数内訳

年 月 日現在

役員	政令第6条の10に定める使用人	事務員	運転手	作業員	その他	合計
人	人	人	人	人	人	人

6. 環境保全措置の概要

(1) 中間処理施設において講ずる措置

(2) 保管施設において講ずる措置

(3) 最終処分場において講ずる措置

様式第43号 削除

改正後

【別記17】
様式第44号（第35条関係）

改正前

処分後の産業廃棄物等処理方法書	
処分後の 産業廃棄物の種類	
発生量 (t/月又はm ³ /月)	
処理方法	自己処理 (処分場所)
	委託処理 (処分業者名)
	埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却 中間処理、売却の場合は、具体的な方法

(注) 処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

改正後

様式第44号 削除

【別記18】
様式第45号（第36条関係）

改正前

産業廃棄物処理施設等資金総括調書		
内 訳	金 額（千円）	
事業の開始に要する 資金の総額		
土 地		
事 務 所		
処 理 施 設		
調 達 方 法	自 己 資 金	
	借 入 金	
	（借入先名）	
	そ の 他	
	増 資	
(注) 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること。		

改正後

様式第45号 削除

【別記19】

改正前

様式第60号（第50条関係）

最終処分場埋立終了届出台帳閲覧請求書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

請求者 氏 名 ㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の11第3項の規定により、同法第9条第4項（第9条の3第11項及び第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る最終処分場の台帳を閲覧したいので、静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第50条の規定により次のとおり請求します。

埋立処分を終了した
最終処分場の所在地

当該最終処分場との
関 係

(注) 請求者氏名欄には、請求者が署名し、又は記名押印すること。ただし、請求者が法人の場合は、記名押印すること。

改正後

様式第60号（第50条関係）

最終処分場埋立終了届出台帳閲覧請求書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

請求者 氏 名 ㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の12第3項の規定により、同法第9条第4項（第9条の3第11項及び第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る最終処分場の台帳を閲覧したいので、静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第50条の規定により次のとおり請求します。

埋立処分を終了した
最終処分場の所在地

当該最終処分場との
関 係

(注) 請求者氏名欄には、請求者が署名し、又は記名押印すること。ただし、請求者が法人の場合は、記名押印すること。